

# 情報通信エンジニア資格規程

平成17年12月14日制定  
平成19年6月1日一部改定  
平成19年10月16日一部改定  
平成20年12月5日一部改定  
平成27年10月7日一部改定

## (目的)

第1条 本規程は、情報通信エンジニア資格の取得、更新並びに失効等について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程において情報通信エンジニア資格とは、工事担任者規則第38条第2項に基づき、工事担任者に必要な知識及び技術の維持を目的として継続的学習を行い、その成果について認定を受けた者に対し、一般財団法人日本データ通信協会（以下「協会」という。）が発行する資格をいう。

## (資格の種類)

第3条 情報通信エンジニア資格の種類は次のとおりとする。

- 1 情報通信エンジニア（ビジネス）
- 2 情報通信エンジニア（ホーム）

## (新規取得)

第4条 情報通信エンジニア資格は、次の各項のいずれかに該当する者であって資格取得を希望する者に対し発行する。

- 2 工事担任者資格を有する者のうち、DD第1種、DD第2種、DD第3種及びA I・DD総合種のいずれかの工事担任者資格証の交付日から1年未満の者。
- 3 DD第1種、DD第2種、DD第3種及びA I・DD総合種のいずれかの工事担任者資格者証の交付日から1年以上経過した者であって、協会が別に指定する研修を修了した者。

## (取得手続)

第5条 情報通信エンジニア資格を取得しようとする者は、前条に定める資格に係る工事担任者資格者証の写しを添え、申請書に所要事項を記載し、郵送により協会に申請するものとする。

## (申請費用)

第6条 新規取得にあたっては、情報通信エンジニア資格者証（以下「資格者証」という。）の作成実費等の費用（1,000円）及び申請に必要な往復の郵送費用については申請者の負担とする。

(資格者証)

第7条 協会は第5条の申請に対し、第4条に定める要件を満たすものについて資格者証を発行する。

2 資格者証の様式は別紙に掲げるところによる。

(更新)

第8条 情報通信エンジニアは毎年協会の指定する更新研修を受けなければならない。

2 前項に定める更新研修を修了した者に対し、協会は新たな資格者証を発行する。

3 所定の期限内に更新研修を修了しない者の情報通信エンジニア資格は失効するが、1年以内であれば、更新の手続きにより再取得ができるものとする。(ただし、資格者証の有効期間は短縮される)

4 更新研修に係る費用は別に定める。

(再発行)

第9条 資格者証を忘失、汚毀損した者は、実費に基づき別に定める費用を負担して再発行を申請することができる。

2 再発行を申請しようとする者は、再発行申請書に所要事項を記載し、郵送により協会に申請するものとする。

(申請事項の変更)

第10条 情報通信エンジニア資格の取得に係る申請事項に変更のあった者は、変更後速やかに、申請事項変更書により変更内容を届け出なければならない。

2 前項の届出が著しく遅延した場合、当該の資格者証は次回の更新時において失効する。

(個人情報保護)

第11条 本規程に基づく情報通信エンジニア資格の取得等に際し、協会が取得した個人情報保護に関しては、協会個人情報保護方針及びこれに基づく個人情報保護基本規程によるものとする。